平成２１年（フ）第４２２号
香川県高松市鶴市町2013番地７
債務者　岸本　健作
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４３６号
香川県高松市三条町120番地３
債務者　佃　　信吾
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４５６号
香川県高松市木太町3801番地15
債務者　森　　将喜
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４６５号
香川県丸亀市綾歌町富熊5023番地２
債務者　鶴田　朋江
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４８７号
香川県高松市木太町2994番地１　松村マンション102号室
債務者　篠田　哲也
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後２時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１８５号
愛媛県松山市桑原４丁目４番18号
債務者　大野眞由美
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６２０号
愛媛県松山市鴨川１丁目９―20　ＵＫＥＮＡ鴨川405号室、住民票上の住所愛媛県松山市鴨川２丁目６番24号
債務者　馬越　如月
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６５６号
愛媛県松山市堀江町甲632番地　サンライズナカムラ302号
債務者　長生　慶太
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６８６号
愛媛県松山市上高野町甲114番地８
債務者　鬼嶋喜代美
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６８８号
愛媛県松山市高浜町１丁目1432番地１
債務者　西田　洋介
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６８号
高知県室戸市室戸岬町6011番地８
債務者　西岡　千枝
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第１１６号
福岡県宮若市福丸642番地
債務者　清水　勝美
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１１７号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3923番地613
債務者　小川　里美
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１２０号
福岡県直方市大字上頓野2305番地５
債務者　岩永　直光
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１２２号
福岡県直方市大字植木106番地25
債務者　城谷　昌和
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１２３号
福岡県直方市大字植木106番地25
債務者　城谷美佐子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１２８号
福岡県宮若市長井鶴847番地33
債務者　古賀　隆司
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所直方支部